

横浜市議会議員補欠選挙（金沢区）の投票日等について

令和3年9月6日（月）に小幡正雄議員（金沢区）が死去したことにより、9月8日（水）に市会議長から市選挙管理委員会委員長あて欠員通知がありました。

このことに伴い、本日、当委員会において、市議会議員金沢区選挙区補欠選挙の期日等について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 横浜市議会議員補欠選挙（金沢区）

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 選挙期日の告示 | 令和3年10月8日（金） |
| (2) 投票日 | 令和3年10月17日（日） |
| (3) 開票日 | 令和3年10月17日（日） |
| (4) 選挙すべき議員の数 | 1人 |

2 立候補予定者説明会

- | | |
|--------|-----------------------|
| (1) 日時 | 令和3年9月24日（金）午後2時30分から |
| (2) 場所 | 金沢区役所5階1号会議室ABC |

3 立候補届出の受付

- | | |
|--------|-----------------------------|
| (1) 日時 | 令和3年10月8日（金）午前8時30分から午後5時まで |
| (2) 場所 | 金沢区役所5階1号会議室ABC |

（参考）

市議会議員補欠選挙について

欠員数が選挙区定数の1/6を超える場合には、50日以内に補欠選挙を行います。

※金沢区選挙区定数 5人

<公職選挙法（抜粋）>

（地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等）

第34条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（中略）は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に行う。

（補欠選挙及び増員選挙）

第113条 衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、（中略）その議員の欠員の数に次の各号に該当するに至ったときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（中略）は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。

（中略）

6 市町村の議会の議員の場合には、（中略）当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）の六分の一を超えるに至ったとき。

お問い合わせ先

選挙管理委員会事務局選挙課長 飯田 啓晶 Tel 045-671-3333